

# おもて 倶楽部

No.189 令和6年9・10月号  
 発行日 令和6年9月1日  
 発行者 税理士法人表会計事務所

## 事務所の先行投資

7月に2024年の最低賃金額改定の目安が発表され、全国平均では前年より52円増の1,054円(時間当たり)に引き上げられる見通しとの内容でした。過去最大の上げ幅とのことです。(石川県は933円から984円への改定見込)

昨年、政府より2030年代半ばに最低賃金額1,500円を目標とする旨の発表がありました。毎年50円程度の改定が継続されるとそうなる計算です。

パートタイムの雇用が多い企業ではかなり大きな影響が生じることになります。ちなみに2002年の最低賃金額は約660円、2023年が約1,000円なので過去は20年で1.5倍となっていますが、その間の平均賃金はそれほど上昇しているわけではありません。

過去の例によると、最低賃金額が上昇しても10年で平均給与が1.5倍になるという単純な話にはならないのかもしれませんが。

ただし、給与水準の向上を図らなければ企業の存続が難しいということは間違いのないところではないでしょうか。小さな改善の積み重ねによって、適正な価格で販売できる強みをもつ企業を目指さなければいけません。

当事務所の取り組みとしては、9月より新入社員が1名入社することになりました。福井市在住の36歳の男性で、監査法人での勤務経験が10年以上ある公認会計士です。

新人の対応で社内がバタバタするので、しばらく採用を控えますが、今年入社の新入2名が馴染んできたら求人再開したいと考えています。仕事がそれほど増えていない状況下での人員増ですので、事務所の収益状況は悪くなりますが先行投資と考えて取り組んでいます。これから、同行等で皆様の会社にお伺いする機会があると思いますが、その節は何卒宜しくお願い致します。(所長：税理士 本野 智之)

## カウネット新規登録キャンペーン

当事務所併設会社の株式会社経営開発センターでは、コクヨの通販『カウネット』の代理店をしております。お客様にもたくさんご利用いただき、ありがとうございます。まだご利用でないお客様、現在キャンペーンを行っておりますので、この機会に是非ご登録ください。



詳しくは、担当までお問い合わせください。クーポンのご利用時にはカウネットホームページのログインが必要です。

Q&A189

## 『定額減税調整給付金』

Q1

定額減税調整給付金について教えてください

A1

令和6年6月から所得税3万円と住民税所得割から1万円、一人当たり計4万円の減税を受けることができる「定額減税」が実施されています。その中で、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額分の調整として支給される給付金のことを言います。

支給対象者と、その給付額は？

申請期限

令和6年10月31日まで

定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額 1」又は「令和6年度分個人住民税所得割」を上回る方が対象となり、支給金額の具体例は下記の通りです。

例 納税義務者本人、同一生計配偶者、扶養親族1人の計3人の場合

所得税	定額減税可能額	住民税	定額減税可能額
	30,000円×3人分=90,000円		10,000円×3人分=30,000円
	令和6年分推計所得税額 1		令和6年度分個人住民税所得割
	73,000円		100,000円
	90,000 > 73,000		30,000 < 100,000
	控除残額 2		控除残額 2
	90,000 - 73,000 = 17,000円		0円

1 令和6年分推計所得税額は、前年の令和5年分の所得税額のことです。

2 控除残額とは、定額減税可能額の内、給与・賞与から引ききれない分のことです。

調整給付金額 → 所得税残額 17,000円 + 住民税所得割残額 0円 = 17,000円となりますが、千円未満切上のため、調整給付金額は、**20,000円**となります。

Q2

令和6年の年末調整及び確定申告において過不足が生じた場合は？

A2

例 納税義務者本人、同一生計配偶者、扶養親族1人の計3人で

定額減税が90,000円の場合

不足が生じた場合(定額減税が90,000円に満たなかった場合)

→ 令和7年以降に追加で給付されます。

超過した場合(定額減税が90,000円を超えた場合)

超過した分の返還は求められず、そのまま受給できます。

詳しくは、お住まいの市町村にご確認ください



●担当者より●

市町村によって異なると思いますが、金沢市では7月下旬から対象者に対して、受給に必要な確認書を送付しているそうです。給付の申請期限は令和6年10月31日となっております。お住まいの市町村のホームページや案内を確認し、必要な手続きを忘れずに行ってください。(担当:山下)

## 「経営者保証」について



中小企業が金融機関から融資を受ける場合に、経営者個人が会社の連帯保証人となること（保証債務を負うこと）を、「経営者保証」といいます。経営者保証は貸す側（金融機関等）にとって有利な制度ですが、中小企業の経営者にとっては大きな負担になる制度です。なぜなら「会社経営に失敗すると自分の財産まで失ってしまうため」です。そのため、思い切った事業展開ができなくなったり、経営者保証があるために後継者不足に陥ってしまったり、様々な問題点が指摘されています。  
『そのような背景から令和6年3月に以下の制度が創設されました。』

### 「事業者選択型経営者保証非提供制度」

一定の要件を満たした場合に、保証料率の上乗せを条件に、**経営者保証を提供しない**ことを選択できる制度です。現在、上乗せとなる保証料に対して国からの補助があります。

#### ご利用いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関に提出していること
- (2) 直前決算において、代表者への貸付金等がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が相当額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと  
直前決算において資産の総額が負債の総額を超えていること  
直前2期の決算において経常利益+減価償却が連続して赤字でないこと
- (4) 次の 及び について継続的に誓約する書面を提出していること  
保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること  
保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が相当額を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

詳しい要件については、金融機関またはお近くの信用保証協会までお問い合わせください。

上乗せとなる**保証料**に対して国から保証申込日に応じて 以下のとおり補助があります  
令和6年3月15日から令和7年3月31日まで **0.15%**

### 「プロパー融資借換特別保証制度」

一定の要件を満たすことにより、保証協会の保証を付さないプロパー融資（経営者保証あり）から、信用保証付き融資（経営者保証なし）への**借換えを支援する制度**です。

#### ご利用いただける方

**プロパー借入（経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入）がある法人**

#### 資格要件

資産超過である  
EBITDA 有利子負債倍率<sup>(1)</sup>が15倍以内  
法人と経営者との関係の明確な区分・分離されていること(経理等)  
返済緩和している借入金がない<sup>(2)</sup>

<sup>1</sup> EBITDA 有利子負債倍率 = 事業から得られる利益の何倍の借入を行っているかを示す指標

<sup>2</sup> 申込日が令和5年9月30日までの場合緩和措置があります(要件あり)

#### 取扱期間

令和6年3月15日～令和9年3月31日(保証申込受付分)



## 9月・10月の税務と行事

表会計休業日

日曜日・祝祭日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
10日	源泉所得税の納付(毎月)					
30日	7月決算法人の確定申告 1月決算法人の予定・中間申告					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
10日	源泉所得税の納付(毎月)					
31日	8月決算法人の確定申告 2月決算法人の予定・中間申告					

連載中

### 励ましと自省の言葉

会長(表征史)の連載です。会長の覚書の中からの言葉を紹介しています。

先日久しぶりに42歳の時に作成した家系図を見直しました。

分家初代祖父誕生1882年(明治15年)。祖父結婚1910年28歳祖母19歳。漁業用の合羽、漁網の商い。

祖母11人の子を産み、1933年、41歳で死す。祖父1965年83歳で没。祖母は腹の空く間のない結婚人生、近所の人話「茶碗の割れない日が無かった。」結婚生活、11人目の子を産み祖母死す。

父誕生1916年職業軍人。結婚1940年、父25歳、母19歳。父は酒を飲むと、祖父を責める対立の日々。私の誕生1942年。終戦後次男、長女、次女誕生。

終戦後の1950年時分の家族構成、祖父後添えの祖母、その子、父、母、父の弟と私達四人の合計10人家族。

祖母の言葉、「いつになったら白いご飯が食べられるのか?」

1950年時分公衆浴場開業その後旅館業開業。借金多く公衆浴場、旅館業は祖父母、母にまかせ父は1960年時分まで出稼ぎの漁に出る。

明治、大正、昭和第二次世界大戦等多事多難の時代の命の系譜をたどる。

多くの子供を産み、亡くし、経済的困窮の中の悲喜劇の家庭状況。

令和2年父の50回忌、家内利美さんの7回忌にあたり家系図をもとにして先祖の御霊にささげる祭文「誓い文」を作成しました。

家系図より浮かび上がるご先祖の祈り、願い思いに深く心をめぐらせ、その徳の継承と不徳、悲しみ苦しみの転換を図り、健康で明るい家庭づくりに努める決意を表しました。

人は生まれ、生き死ぬる者ですが、後に残る人達に何か大いなる教を残していくものと考えています。悠久の命の流れの中、何か一つ善いことを残して生きたいと願っています。

(会長：税理士 表 征史)

